本号で公布された法令のあらまし

◇**裁判所職員定員法の一部を改正する法律**（法律第一八号）（法務省）

1　判事の員数を三二人増加することとした。（第一条関係）

2　裁判官以外の裁判所の職員の員数を三六人減少することとした。（第二条関係）

3　この法律は、平成二六年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

法律

裁判所職員定員法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年四月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十八号

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、八八九人」を「一、九二一人」に改める。

第二条中「二万二千二十六人」を「二万千九百九十人」に改める。

附　則

この法律は、平成二十六年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

法務大臣　谷垣　禎一

内閣総理大臣　安倍　晋三